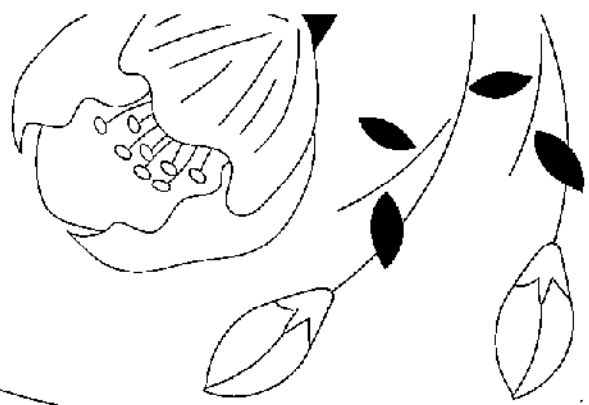
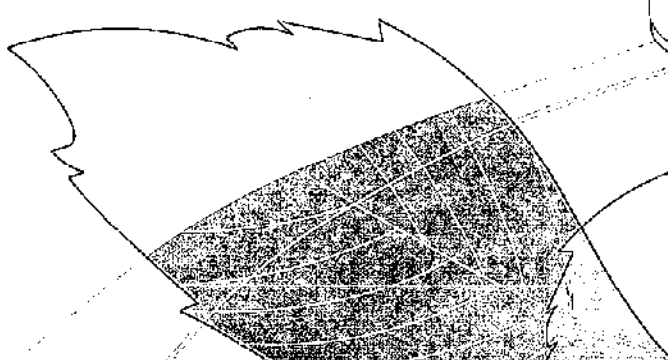




第4次

臼杵市障がい者計画

令和4年3月
臼杵市



は じ め に

障がいのある人もない人も相互に尊重し合いながら共に支え合う社会づくりが求められる中、障がいのある人が自らの主体的な選択によって地域で生き生きと自立した生活を送るためには、在宅での支援はもとより、就労をはじめとする日中活動の支援、くらしの場の確保等、生活のさまざまな場面での福祉サービスの提供と充実が必要です。



国においては、平成25年に障がい者の日常生活を支える障がい福祉サービスなどを謳った「障害者総合支援法」が施行され、平成28年には障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が施行されるなど、法施行が進み、各施策への取り組みが進められています。

このような流れを受け、本市では、平成29年3月に「第3次臼杵市障がい者計画」を策定し、「障がいのある人が地域の一員として安心してのびやかに暮らせるふるさとづくり」を目指して障がい福祉施策に取り組んでまいりました。

また、令和2年3月には「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる臼杵市づくり条例」を制定し、障がいのある人に対する差別の解消及び権利の尊重、障がいに対する市民の理解を深める取組の充実を目指してきました。

この度、第3次計画の満了に伴い、障がい者を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえて、本市における障がい者福祉のあり方や目指すべき方向性を再度確認し、障害者施策の基本的方向を定め、施策を総合的に推進するため、第4次となる「臼杵市障がい者計画」を策定したところです。

本計画に基づき、障がいの有無に関わらず、お互いを理解し、尊重し合う「思いやり」に満ちた共生社会の実現を目指し、関係機関と連携して施策の推進に取り組んでまいりますので、市民の皆様には本計画の趣旨をご理解いただき、一層のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見ご協力を賜りました障がい者計画策定委員の皆様方をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました方々及び関係各位に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和4年3月

臼杵市長 中 野 五 郎

目 次

総 論

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 策定の背景	1
2. 策定の目的	1
3. 計画の構成と位置づけ	2
(1)法的根拠と2計画の関係	2
(2)他の計画との関係	3
4. 計画の期間	3
5. 計画の対象者	4
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	5
1. 市の概況（人口推計）	5
2. 臼杵市の障がい者の現況	6
(1)障がい者(手帳保持者)の内訳推移	6
(2)身体障がい者の状況	7
(3)知的障がい者の状況	8
(4)精神障がい者の状況	9
(5)難病患者の現況	10
3. アンケート調査について	11
(1)アンケートの概要について	11
(2)アンケートの結果について	11
第3章 計画の基本的な方針	19
1. 計画の基本理念	19
2. 施策目標	19
体系図	21

各 論

第1章	相手の立場に立った相互理解の促進	22
1.	市民などへの意識啓発	22
第2章	すべての子どもが共に学び育まれる環境づくり	23
1.	障がいの早期発見と療育体制の充実	23
2.	個性と生きる力を伸ばす学校教育の充実	24
第3章	就労、社会参加の促進	26
1.	就労支援の強化	26
2.	生涯学習や日中活動の機会の充実	27
第4章	自立した地域生活を支える	28
1.	在宅支援サービスの充実	28
2.	相談支援体制の充実	29
3.	障がいをはじめ、あらゆる差別解消に向けた取組及び権利擁護の推進	30
4.	保健・医療サービスの充実	31
5.	ボランティアや NPO などの育成	32
第5章	安心して快適に暮らせる環境づくり	33
1.	情報バリアフリー化の推進	33
2.	障がいのある人にやさしい安全なまちづくりの推進	34
※臼杵市障害者基本計画等策定委員会設置要綱		36
※臼杵市障害者基本計画等策定委員会委員名簿(令和3年度)		38
※臼杵市地域自立支援協議会設置要綱		39
※臼杵市地域自立支援協議会委員名簿(令和3年度)		41

総論

第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の背景

障がい者施策については、平成25年4月に障害者自立支援法に代わり、地域社会における共生の実現に向けて障害者総合支援法が施行され、発達障害や難病患者も障がい福祉サービスの対象となることが明示されました。その後、平成28年の改正では、従来の障害福祉サービス等の改正や、「就労定着支援」、「自立生活援助」、「居宅訪問型児童発達支援」のサービスが新設されました。また、令和3年には、障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進など、支援の一層の充実が求められています。

一方、障がい者の人権については、平成23年の「障害者虐待防止法」に続き、平成25年には「障害者差別解消法」が制定され、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」の批准が行われました。また、令和3年5月には改正障害者差別解消法が成立し、これまで努力義務に留まっていた民間事業者による合理的配慮の提供が法的義務となるなど、様々な法整備が行われています。

臼杵市においても、障がいのある人に対する差別の解消及び、障がいのある人の権利を尊重し、心豊かに暮らせるまちづくりに向けて令和2年3月に「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる臼杵市づくり条例」を制定しました。

2. 策定の目的

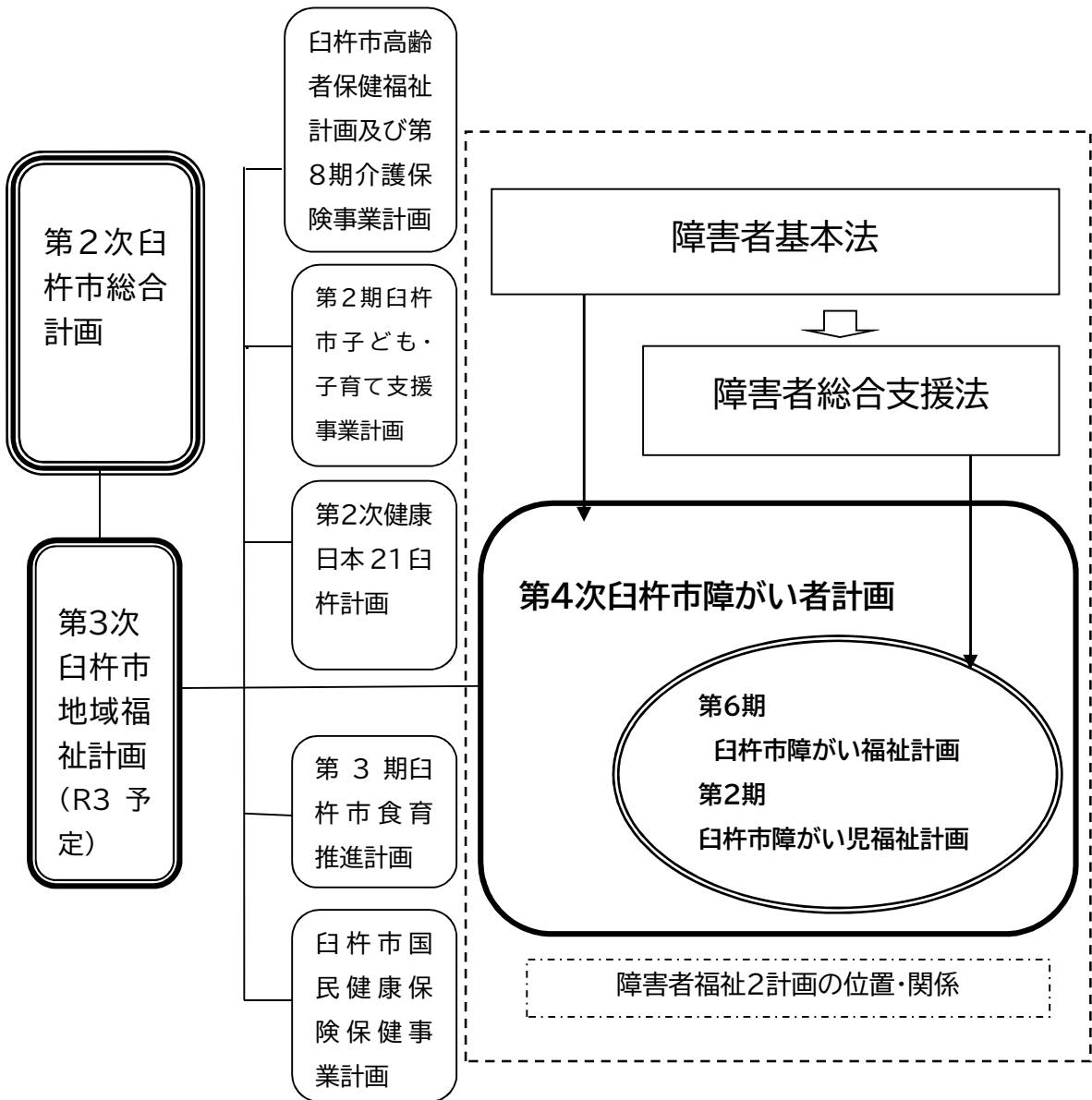
臼杵市においては、こうした障がい者福祉を取り巻く環境が目まぐるしく変化をする中、平成28年3月に「第3次臼杵市障がい者計画」を策定し、その後、令和3年3月に「臼杵市障がい福祉計画(第6期)」及び「臼杵市障がい児福祉計画(第2期)」を策定し、障がい者福祉の推進に努めてきました。

このたび、「第3次臼杵市障がい者計画」の計画期間が満了することから、国の動向や臼杵市の現状及び課題を踏まえ、本市における障がい者施策の基本指針と、障がい者福祉の充実に向けて各種施策の方向性を明確にすることを目的に「第4次臼杵市障がい者計画」を策定します。

3. 計画の構成と位置づけ

両計画は、市の最上位計画である「第2次臼杵市総合計画(平成27年度策定)」及び、福祉分野の総合計画とされる「第3次臼杵市地域福祉計画(令和3年度策定予定)」を基礎に、障がい者福祉の総合的な計画として「第4次臼杵市障がい者計画」を策定するものです。

「臼杵市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に策定の根拠を有し、障害のある人のための施策の基本的な事項、広範な施策の方向付けを示す計画とされています。また、「臼杵市障がい福祉計画」については、障害者総合支援法第88条に策定の根拠を有し、障害福祉サービスの確保を目的に、障害者総合支援法に沿ったサービス提供のために策定する事業計画と位置づけられています。



○他の計画との関係

この計画は、「第2次臼杵市総合計画」はもとより、「第3次臼杵市地域福祉計画」をはじめ、「臼杵市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」、「第2期臼杵市子ども・子育て支援事業計画」、「第2次健康日本21臼杵市計画」、「第3期臼杵市食育推進計画」、「臼杵市国民健康保険保健事業実施計画」の保健福祉関連計画、及び都市基盤整備や防災など、その他関連分野の計画との整合性を留意して策定する予定としています。

4. 計画の期間

○「第4次臼杵市障がい者計画」

・・・計画期間：5年間(令和 4 年度から令和 8 年度)

○「臼杵市障がい福祉計画(第6期)」、「臼杵市障がい児福祉計画(第2期)」

・・・計画期間：3年間(令和3年度から令和 5 年度)

※障がい者を取り巻く社会情勢の変化や関連する法律・制度などの変更があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

計画の期間

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
計画名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
臼杵市障害者計画 (計画期間：5年)	第3次計画									見直し	第5次計画		
					見直し	第4次計画							
障がい福祉計画 障がい児福祉計画 (計画期間：3年)	第4期計画			見直し	第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画					見直し	第8期障がい福祉計画 第4期障がい児福祉計画		
	見直し	第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画					見直し	第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画					

5. 計画の対象者

本計画の対象者は障がいのある人を中心に、介助者・援助者・ボランティア、さらには市内で暮らしているすべての住民とします。

ただし、「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条に基づき「身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁(障がいがある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。」とします。

(1) 身体障がいのある人

目や耳、手足、内臓などに一定程度以上の永続する障がいのある人をいいます。

(2) 知的障がいのある人

知的機能の障がいが発達期(概ね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある人をいいます。

(3) 精神障がいのある人

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、精神発達遅滞、精神物質、その他精神疾患のある人をいいます。

(4) 発達障がいのある人

「発達障害者支援法」において、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢においてあらわれ、日常生活又は社会生活に制限を受ける人をいいます。

(5) その他の心身の機能の障がいのある人(難病等)

難病(①原因不明、治療法未確立、後遺症を残すおそれの少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、主に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病、医療的ケア児)等、により日常生活又は社会生活に制限を受ける人をいいます。

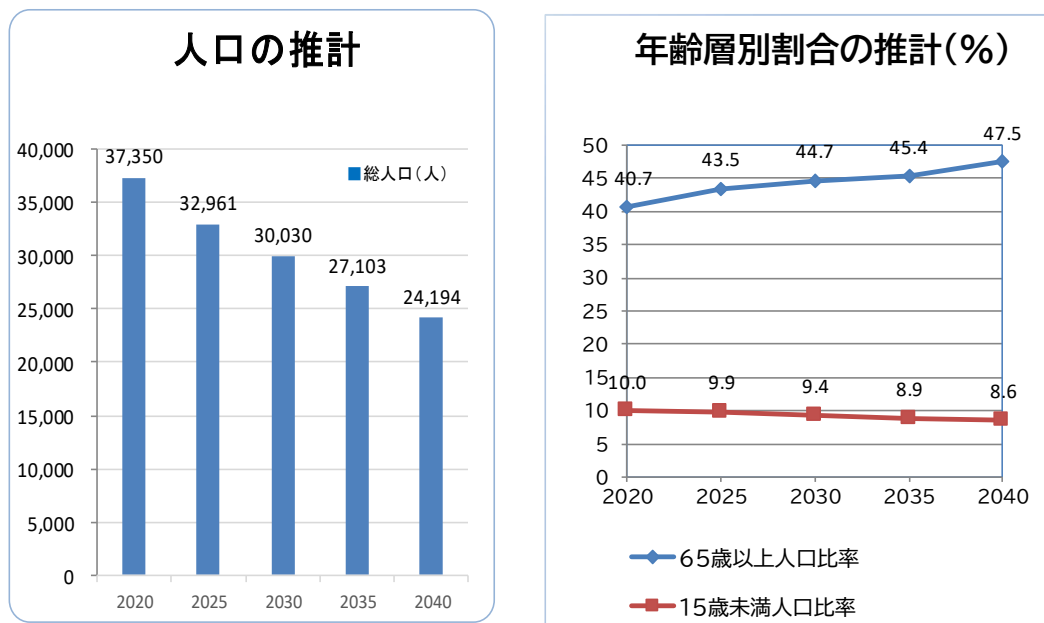
第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1. 市の概況(人口推計)

臼杵市の人口は、2015(平成27)年に38,748 人であった総人口が2020(令和 2)年には 37,350 人と、1,398 人減少しています。2025(令和7)年以降の将来推計も総人口は減少する見通しとなっています。少子高齢化も進行し、2040年には65歳以上の高齢化率は 47.5%に、15歳未満人口比率は 8.6%に減少することが予想されます。

◎2020 年の人口および 2025 年以降の人口を下図のとおり予想しています。

(※2020 年は住民基本台帳人口、2025 年以降は国立社会保障・人口問題研究所による)



(2020年は住民基本台帳人口、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所による)

2. 臼杵市の障がい者の現況

(1)障がい者(手帳保持者)の内訳別推移(平成 29 年度、令和 2 年度)

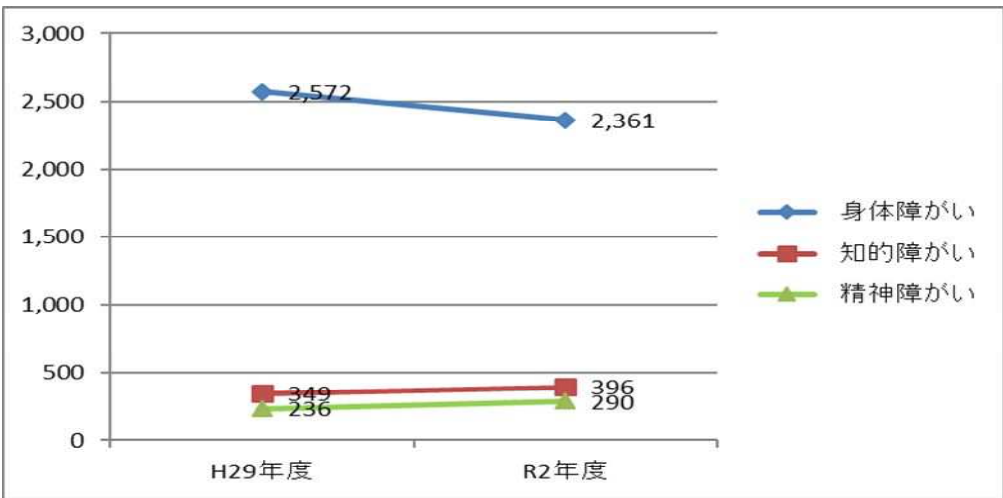
身体障がい者は減少傾向にあります。
知的、精神障がいについては増加傾向にあり、知的障がいについてはこの3年間で 47 人(13.5%)の増、精神障がいについては 54 人(22.9%)の増となっています。

障がい者(手帳保持者)数の推移

単位＝人

区 分	H29年度	R2年度
身体障がい	2,572	2,361
視覚障がい	142	122
聴覚障がい	250	234
平衡機能障がい	0	0
音声・言語機能障がい	24	19
肢体不自由	1460	1314
内部障がい	696	672
知的障がい	349	396
精神障がい(発達障がいを含む)	236	290

障がい者(手帳保持者)内訳別推移(平成29年度、令和2年度)



(2)身体障がい者の状況

身体障がい者の障がい区分では、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」となっており、この2つの障がいだけで全体の8割以上を占めています。また、級別区分では1級、2級の障がい者で全体の約4割を占めており、あわせて、年齢区分では65歳以上の人 が最も多く、全体の 80%を占めている状況です。

◆身体障がい者級別内訳◆

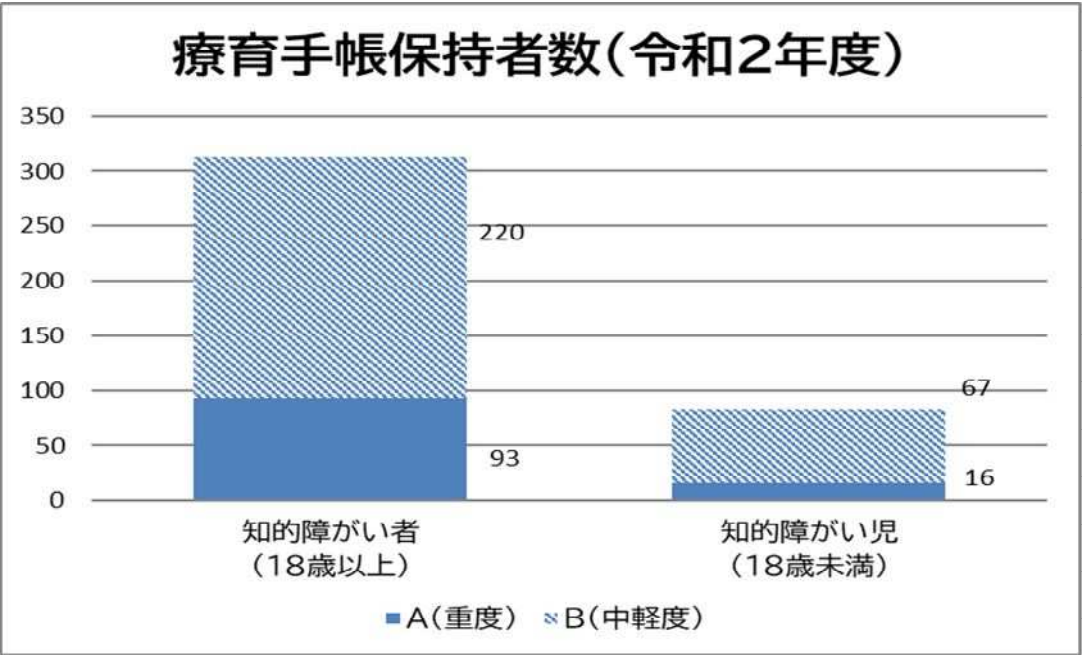
区 分		令和2年度						合 計	
障害区分	年齢区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	人数	割合
視覚障害	18歳未満					1		1	0.8%
	18以上65未満	9	9	2	2	7	1	30	24.6%
	65歳以上	37	28	5	7	9	5	91	74.6%
	小計	46	37	7	9	17	6	122	5.2%
	割合	37.7%	30.3%	5.7%	7.4%	13.9%	4.9%		
聴覚障害	18歳未満		5				2	7	3.0%
	18以上65未満	8	9	3	1		10	31	13.2%
	65歳以上	4	32	23	30		107	196	83.8%
	小計	12	46	26	31	0	119	234	9.9%
	割合	5.1%	19.7%	11.1%	13.2%	0.0%	50.9%		
平衡機能障害	18歳未満								
	18以上65未満								
	65歳以上							0	0.0%
	小計					0		0	0.0%
	割合					0.0%			
音声・言語・そしゃく 機能障害	18歳未満		1					1	5.3%
	18以上65未満	1	1		6			8	42.1%
	65歳以上	1		7	2			10	52.6%
	小計	2	2	7	8			19	0.8%
	割合	10.5%	10.5%	36.8%	42.1%				
肢 体 不 自 由	18歳未満	5	2			1		8	0.6%
	18以上65未満	60	52	21	45	66	19	263	20.0%
	65歳以上	121	149	143	348	249	33	1043	79.4%
	小計	186	203	164	393	316	52	1314	55.7%
	割合	14.2%	15.4%	12.5%	29.9%	24.0%	4.0%		
内部障害	18歳未満	2		2	1			5	0.7%
	18以上65未満	54	3	18	22			97	14.4%
	65歳以上	323	7	127	113			570	84.8%
	小計	379	10	147	136			672	28.5%
	割合	56.4%	1.5%	21.9%	20.2%				
小 計	18歳未満	7	8	2	1	2	2	22	0.9%
	18以上65未満	132	74	44	76	73	30	429	18.2%
	65歳以上	486	216	305	500	258	145	1910	80.9%
合 計		625	298	351	577	333	177	2,361	100.0%
割合		26.5%	12.6%	14.9%	24.4%	14.1%	7.5%		

(3)知的障がい者の状況

療育手帳の保持者数については、令和2年3月末で 396 人となっています。
障がいの判定別にみると、A(重度)判定が 109 人、B(中軽度)判定 287 人となっており、
A判定の重度知的障がい者が全体の 27.5%を占めています。
年齢別では18歳以上が 313 名で全体の約8割近くを占めている状況です。

療育手帳保持者数(令和2年度)

区 分	知的障がい者 (18歳以上)	知的障がい児 (18歳未満)	計
A(重度)	93	16	109
B(中軽度)	220	67	287
計	313	83	396



(4)精神障がい者の状況

精神障がい者保健福祉手帳保持者は、令和2年3月末現在で290 人となっており、障がい等級別にみると、中等度の2級が 204 人と全体の約7割を占めています。

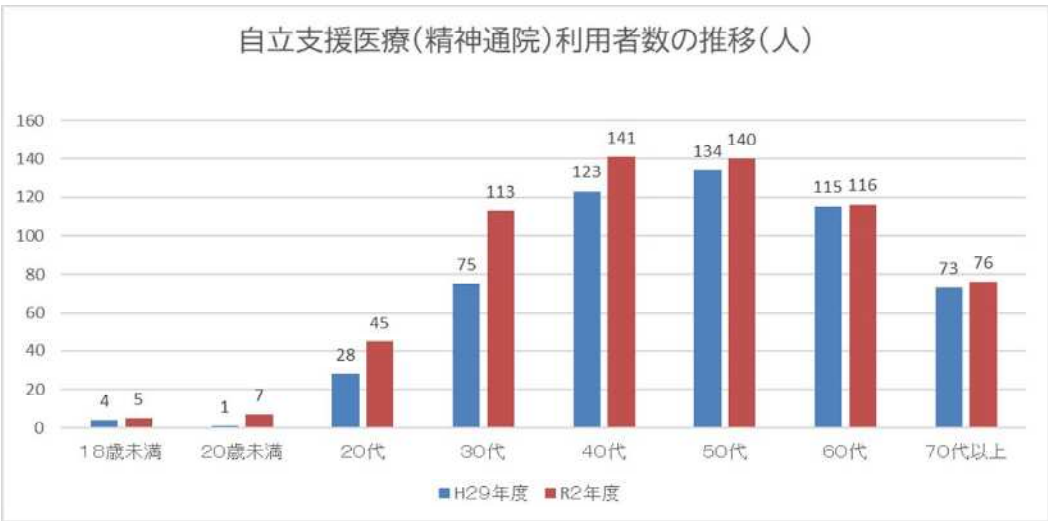
精神障がい者保健福祉手帳保持者数(令和2年度)

1級	2級	3級	総数
13	204	73	290

自立支援医療(精神通院)の利用者数については、平成29 年度と令和2年度を比較して、男女ともに増加しており、特に利用者の数が多いのが40代、50代となっています。また、20代以降では男女ともに利用者が増加している傾向にあります。

自立支援医療(精神通院)利用者数

年 度	性別	18歳未満	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計
H29年度	男	2	1	13	37	63	64	67	29	276
	女	2	0	15	38	60	70	48	44	277
R2年度	男	4	2	19	48	62	66	64	31	296
	女	1	5	16	55	69	74	49	43	312

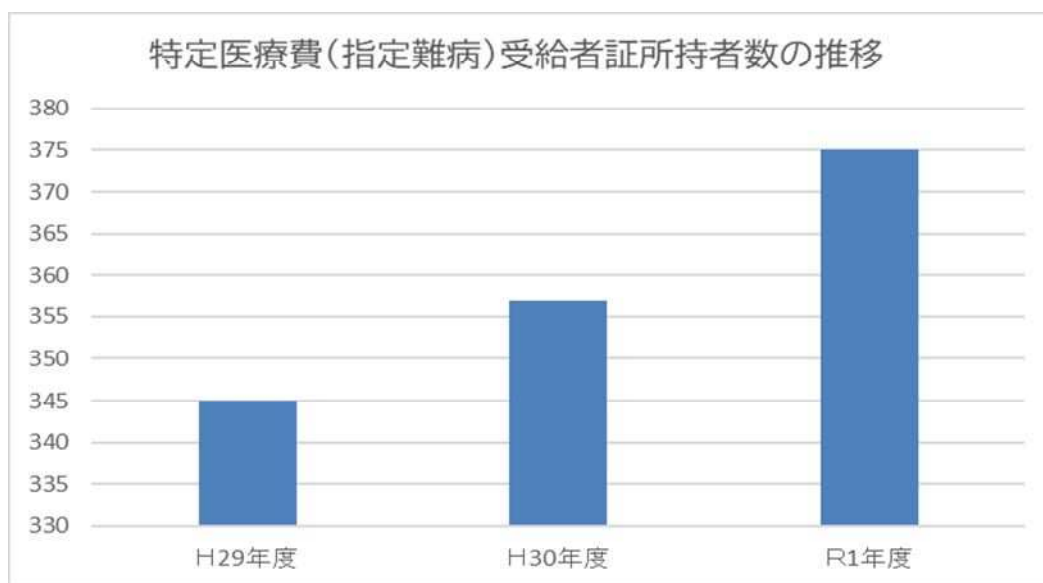


(5)難病患者の現況

平成25年に施行された障害者総合支援法により、難病患者等が障がい福祉サービスの対象となることが法律上、明示されました。

本市の特定医療(指定難病)受給者証所持者数をみると、平成29年度以降、増加傾向にあります。

(出所:保健所報)



3. アンケート調査について

(1) アンケートの概要について

① アンケートの名称

『障がいがあっても暮らしやすい臼杵市へ向けて』アンケート

② アンケートの目的

計画の見直しにあたり、障がいがある方のこれからの暮らしを考える時に、どのような取組が安心した地域社会の実現につながるか、障がい者ご本人や介助者等の現状や思いを把握し、施策の検討を行うため、アンケートを実施しました。

③ 実施方法

- ・3障がいの手帳所持者の中から300人を無作為抽出。但し、所持者数の割合に応じて身体:7割、知的:2割、精神:1割で抽出し、郵送。
- ・実施期間は令和2年12月の1か月間

④ 回収率等

配布部数300部に対し、160部の回答をいただきました。(回収率53.3%)

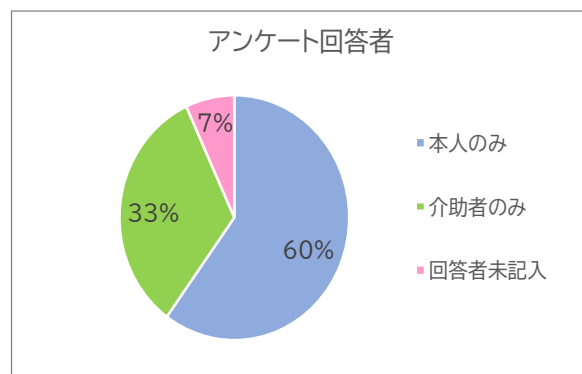
(2) アンケートの結果について

◎アンケートの回答者の状況

●アンケート回答者の属性

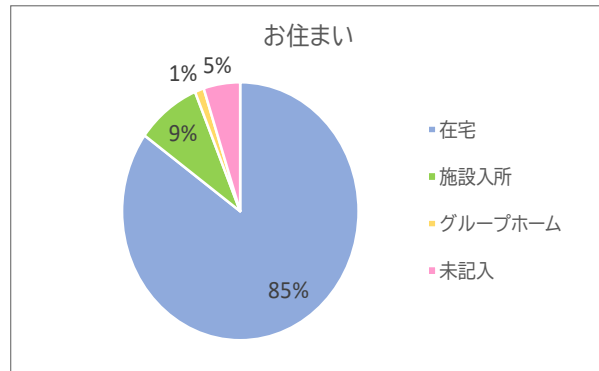
(1)アンケートにお答えいただいた方について

選択肢	人数	構成比
本人のみ	96	60%
介助者のみ	53	33%
回答者未記入	11	7%
回答数	160	100%



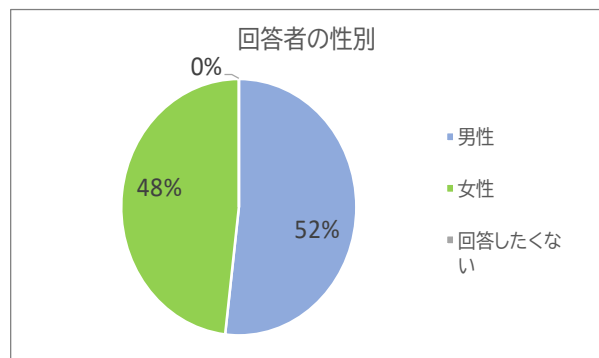
(2)障がい当事者・児のお住まい

選択肢	人数	構成比
在宅	136	85%
施設入所	14	9%
グループホーム	2	1%
未記入	8	5%
回答数	160	100%



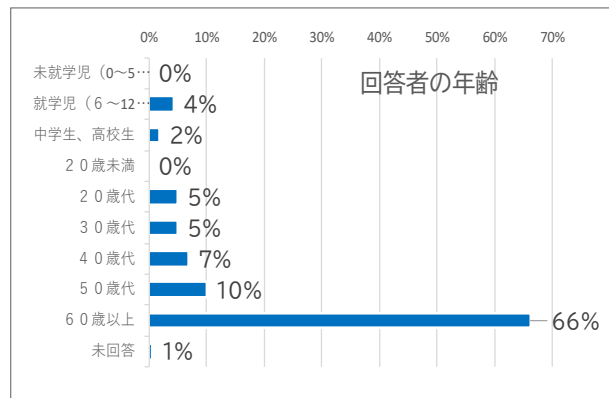
(3)障がい当事者・児の性別について

選択肢	人数	構成比
男性	83	52%
女性	77	48%
回答したくない	0	0%
回答数	160	100%



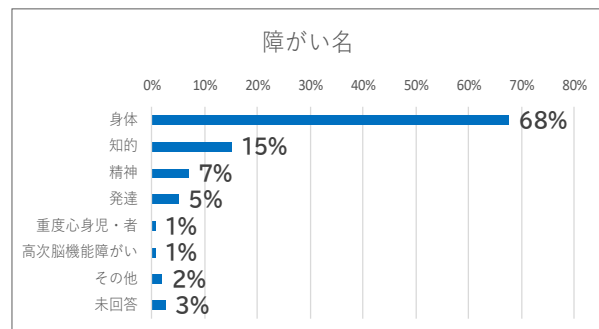
(4)障がい当事者・児の年齢について

選択肢	人数	構成比
未就学児(0～5歳)	0	0%
就学児(6～12歳)	7	4%
中学生、高校生	3	2%
20歳未満	0	0%
20歳代	8	5%
30歳代	8	5%
40歳代	11	7%
50歳代	16	10%
60歳以上	106	66%
未回答	1	1%
回答数	160	100%



(5)障がい当事者・児の障がい名

選択肢	人数	構成比
身体	108	68%
知的	24	15%
精神	11	7%
発達	8	5%
重度心身児・者	1	1%
高次脳機能障がい	1	1%
その他	3	2%
未回答	4	3%
回答数	160	100%



◎福祉サービスの情報や相談に関することについて

(アンケート結果より)

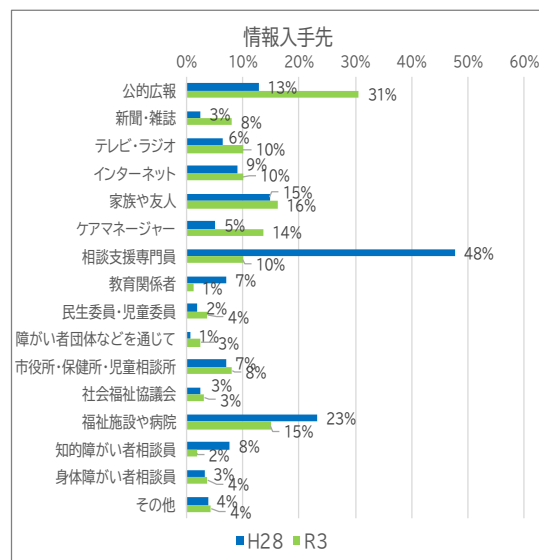
相談や情報の入手については、公的広報から得ている割合の伸びが大きくなっています。次いで、家族やケアマネージャーなど、日々の身近な支援者や、福祉施設や病院等の生活に密着した機関からの割合が高くなっています。今後は広報誌等の内容充実はもとより、関係団体との連絡調整を十分に進めながら、SNS等の活用も視野に入れて迅速かつ正確な情報提供に努めると共に、課題等の共有、解決策の検討を行うための体制整備を進めていく必要があります。

(1)障害福祉サービスなどの情報入手先

選択肢	人数		構成比	
	H28	R3	H28	R3
公的広報	20	49	13%	31%
新聞・雑誌	4	13	3%	8%
テレビ・ラジオ	10	16	6%	10%
インターネット	14	16	9%	10%
家族や友人	23	26	15%	16%
ケアマネージャー	8	22	5%	14%
相談支援専門員	74	16	48%	10%
教育関係者	11	2	7%	1%
民生委員・児童委員	3	6	2%	4%
障がい者団体などを通じて	1	4	1%	3%
市役所・保健所・児童相談所	11	13	7%	8%
社会福祉協議会	4	5	3%	3%
福祉施設や病院	36	24	23%	15%
知的障がい者相談員	12	3	8%	2%
身体障がい者相談員	5	6	3%	4%
その他	6	7	4%	4%
回答数	155	160	—	—

※1人2つまで回答可

※割合は全回答数(H28:155、R3:160)を分母にして算出しています。

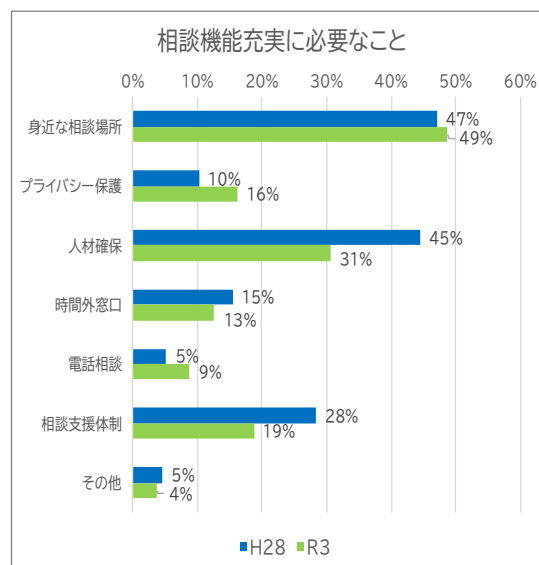


(2)相談機能を充実させるために必要なこと

選択肢	人数		構成比	
	H28	R3	H28	R3
身近な相談場所	73	78	47%	49%
プライバシー保護	16	26	10%	16%
人材確保	69	49	45%	31%
時間外窓口	24	20	15%	13%
電話相談	8	14	5%	9%
相談支援体制	44	30	28%	19%
その他	7	6	5%	4%
回答数	155	160	—	—

※1人2つまで回答可

※割合は全回答数(H28:155、R3:160)を分母にして算出しています。



◎就労や外出に関することについて

(アンケート結果より)

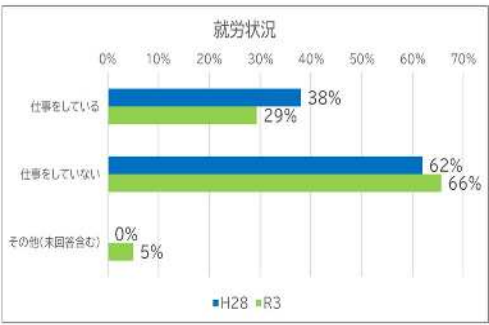
回答者の就労状況は、29%となっており、障がいのある方が働くにあたっては、一般企業や職場の人の理解を求める声が多い状況となっています。

外出時の困りについては、道路や建物の段差解消、駐車スペースの確保を求める声が強くなっています。また、依然として、公共交通機関の問題も解消されてはいない状況です。

地域環境の整備においても、道路の段差解消や手すりの設置、駐車スペースの確保を求める声が強くなっており、外出時の環境整備が求められています。

(1)就労状況

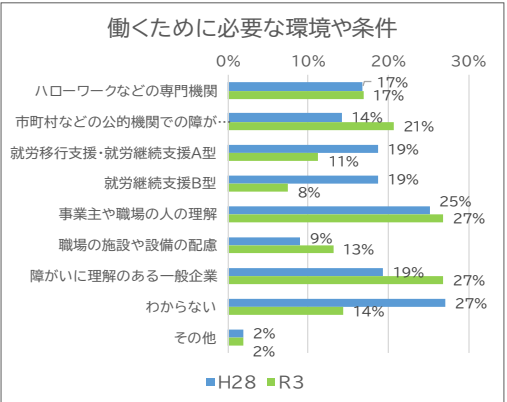
選択肢	人数		構成比	
	H28	R3	H28	R3
仕事をしている	59	47	38%	29%
仕事をしていない	96	105	62%	66%
その他(未回答含む)	0	8	0%	5%
回答数	155	160	100%	100%



(2)働くために必要な環境や条件

選択肢	人数		構成比	
	H28	R3	H28	R3
ハローワークなどの専門機関	26	27	17%	17%
市町村などの公的機関での障がい者雇用の充実	22	33	14%	21%
就労移行支援・就労継続支援A型	29	18	19%	11%
就労継続支援B型	29	12	19%	8%
事業主や職場の人の理解	39	43	25%	27%
職場の施設や設備の配慮	14	21	9%	13%
障がい理解のある一般企業	30	43	19%	27%
わからない	42	23	27%	14%
その他	3	3	2%	2%
回答数	155	160	-	-

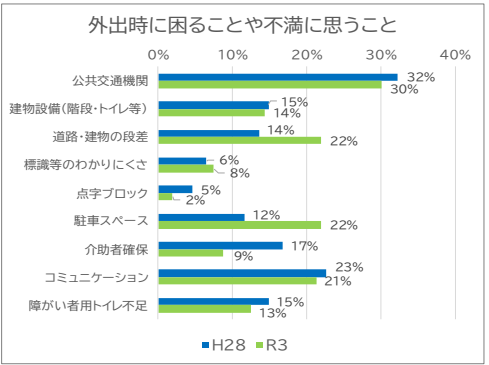
※1人2つまで回答可
※割合は全回答数(H28:155、R3:160)を分母にして算出しています。



(3)外出時に困ることや不満に思うこと

選択肢	人数		構成比	
	H28	R3	H28	R3
公共交通機関	50	48	32%	30%
建物設備(階段・トイレ等)	23	23	15%	14%
道路・建物の段差	21	35	14%	22%
標識等のわかりにくさ	10	12	6%	8%
点字ブロック	7	3	5%	2%
駐車スペース	18	35	12%	22%
介助者確保	26	14	17%	9%
コミュニケーション	35	34	23%	21%
障がい者用トイレ不足	23	20	15%	13%
特にない	45	40	29%	25%
その他	6	8	4%	5%
回答数	155	160	-	-

※複数回答可
※割合は全回答数(H28:155、R3:160)を分母にして算出しています。

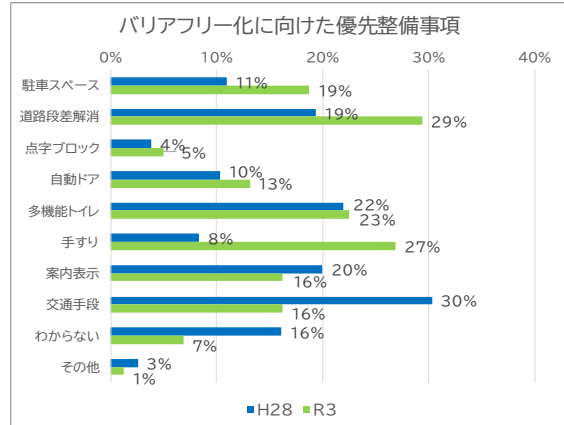


(4)バリアフリー化に向けた優先整備事項

選択肢	人数		構成比	
	H28	R3	H28	R3
駐車スペース	17	30	11%	19%
道路段差解消	30	47	19%	29%
点字ブロック	6	8	4%	5%
自動ドア	16	21	10%	13%
多機能トイレ	34	36	22%	23%
手すり	13	43	8%	27%
案内表示	31	26	20%	16%
交通手段	47	26	30%	16%
わからない	25	11	16%	7%
その他	4	2	3%	1%
回答数	155	160	—	—

※1人2つまで回答可

※割合は全回答数(H28:155、R3:160)を分母にして算出しています。



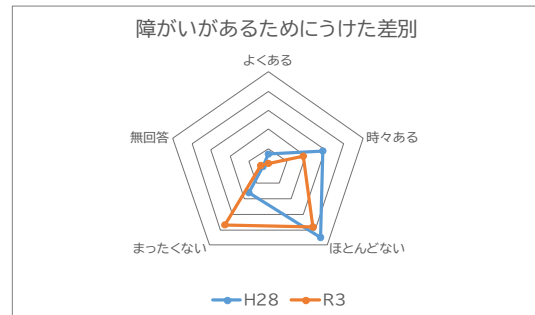
◎障がいのある方への正しい理解について

(アンケート結果より)

障がい者の差別については前回よりも減少していますが、「よくある」「ときどき」を合せる
と、いまだに2割強の方が差別を受けたと感じています。障がい者に対する市民の理解につ
いても、まだ十分な状況ではありません。福祉教育の推進等をはじめ、障がいがある人が特
別な人ではないという意識の醸成や、差別解消に向けた取組を引き続き進めていく必要が
あります。

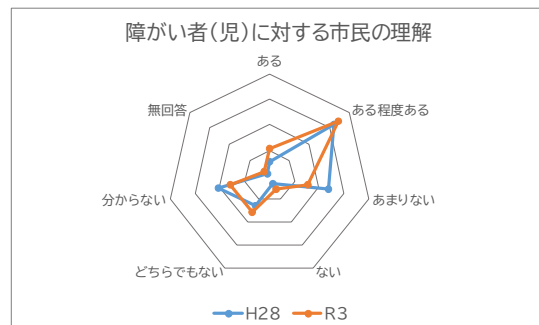
(1)障がいがあるために受けた差別

選択肢	人数		構成比	
	H28	R3	H28	R3
よくある	11	4	7%	3%
時々ある	45	30	29%	19%
ほとんどない	70	61	45%	38%
まったくない	25	59	16%	37%
無回答	4	6	3%	4%
回答数	155	160	100%	100%



(2)障がい者(児)に対する市民の理解

選択肢	人数		構成比	
	H28	R3	H28	R3
ある	9	17	6%	11%
ある程度ある	50	55	32%	34%
あまりない	37	25	24%	16%
ない	5	9	3%	6%
どちらでもない	20	25	13%	16%
分からない	32	25	21%	16%
無回答	2	4	1%	3%
回答数	155	160	100%	100%



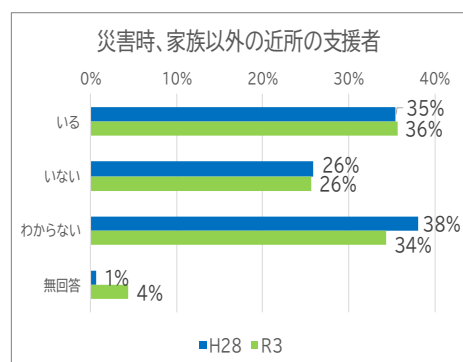
◎災害時の支援について

(アンケート結果より)

災害時に家族以外の方から支援を受けられない、または受けられるかわからない方は、依然として約 6 割にのぼっており、不安の強さが伺えます。安否確認や支援体制について、民生委員や町内会での助け合いを望む声が増えており、地域での支え合いの体制づくりが求められています。災害時に困ること、不安に思うことについては、避難所の環境や菓の確保についての不安が強いようです。災害への備えとして、行政が先頭になり、福祉関係者や地域と連携した、地域福祉の充実に向けた具体的な体制構築が必要とされています。

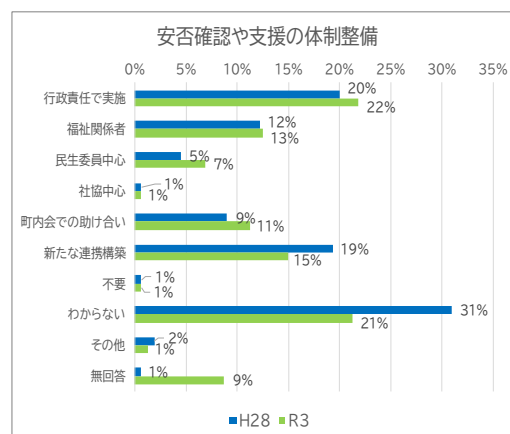
(1) 災害時、家族以外の近所の支援者について

選択肢	人数		構成比	
	H28	R3	H28	R3
いる	55	57	35%	36%
いない	40	41	26%	26%
わからない	59	55	38%	34%
無回答	1	7	1%	4%
回答数	155	160	100%	100%



(2) 安否確認や支援の体制整備について

選択肢	人数		構成比	
	H28	R3	H28	R3
行政責任で実施	31	35	20%	22%
福祉関係者	19	20	12%	13%
民生委員中心	7	11	5%	7%
社協中心	1	1	1%	1%
町内会での助け合い	14	18	9%	11%
新たな連携構築	30	24	19%	15%
不要	1	1	1%	1%
わからない	48	34	31%	21%
その他	3	2	2%	1%
無回答	1	14	1%	9%
回答数	155	160	100%	100%

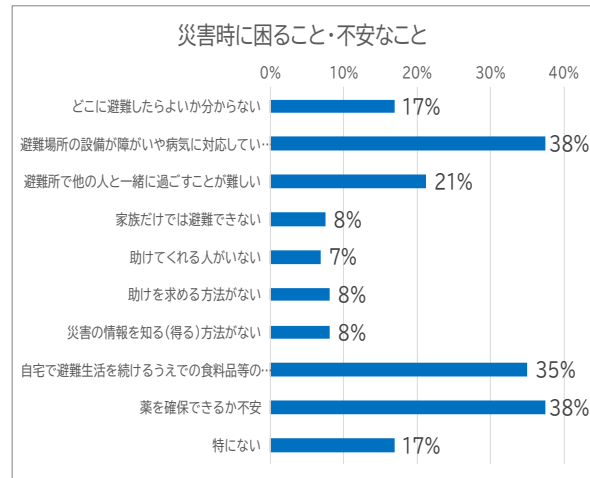


(3)災害が発生した時に困ることや不安なこと

選択肢	人数	構成比
どこに避難したらよいかわからない	27	17%
避難場所の設備が障がいや病気に対応しているか不安	60	38%
避難所で他の人と一緒に過ごすことが難しい	34	21%
家族だけでは避難できない	12	8%
助けてくれる人がいない	11	7%
助けを求める方法がない	13	8%
災害の情報を知る(得る)方法がない	13	8%
自宅で避難生活を続けるうえでの食料品等の生活必需品の確保	56	35%
薬を確保できるか不安	60	38%
特になし	27	17%
回答数	160	-

※複数回答可

※割合は全回答数(160)を分母にして算出しています。



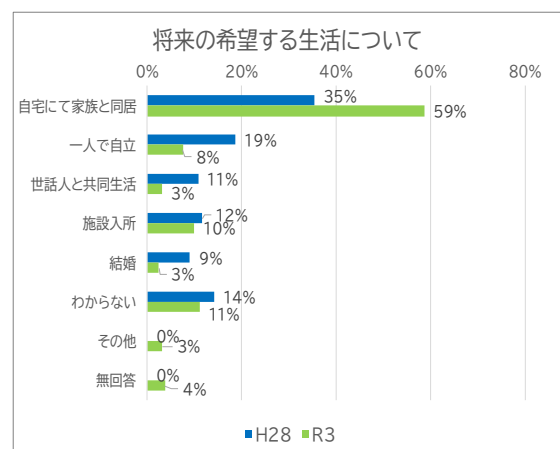
◎必要な障がい者施策について

(アンケート結果より)

障がいのある人が、地域で家族と共に暮らしたいという思いはアンケート結果からも明確であり、それらを進めていくための総合的な取り組みとしては、障がいのある人や福祉に対する市民の理解や参加が根幹となって進められることが求められています。具体的には、在宅福祉サービスや障がい児療育の充実、健康管理等の施策が求められています。

(1)将来の希望する生活について

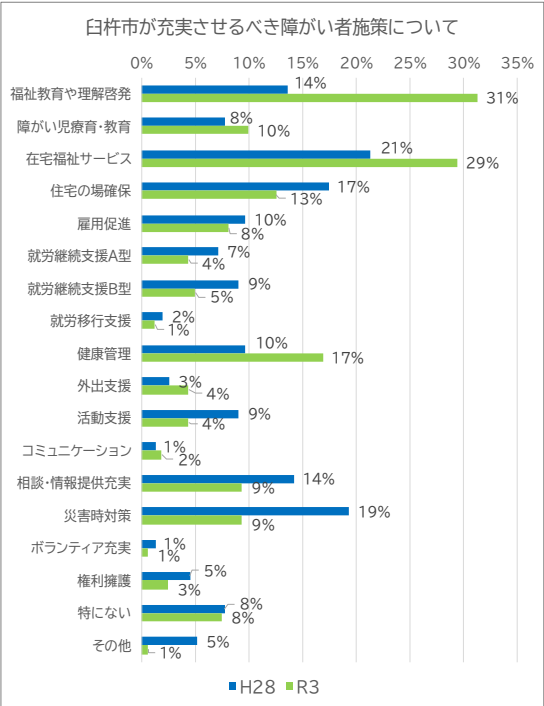
選択肢	人数		構成比	
	H28	R3	H28	R3
自宅にて家族と同居	55	94	35%	59%
一人で自立	29	12	19%	8%
世話人と共同生活	17	5	11%	3%
施設入所	18	16	12%	10%
結婚	14	4	9%	3%
わからない	22	18	14%	11%
その他	0	5	0%	3%
無回答	0	6	0%	4%
回答数	155	160	100%	100%



(2) 臼杵市が充実させるべき障がい者施策について

選択肢	人数		構成比	
	H28	R3	H28	R3
福祉教育や理解啓発	21	50	14%	31%
障がい児療育・教育	12	16	8%	10%
在宅福祉サービス	33	47	21%	29%
住宅の場確保	27	20	17%	13%
雇用促進	15	13	10%	8%
就労継続支援A型	11	7	7%	4%
就労継続支援B型	14	8	9%	5%
就労移行支援	3	2	2%	1%
健康管理	15	27	10%	17%
外出支援	4	7	3%	4%
活動支援	14	7	9%	4%
コミュニケーション	2	3	1%	2%
相談・情報提供充実	22	15	14%	9%
災害時対策	30	15	19%	9%
ボランティア充実	2	1	1%	1%
権利擁護	7	4	5%	3%
特にない	12	12	8%	8%
その他	8	1	5%	1%
回答数	155	160	—	—

※1人2つまで回答可
※割合は全回答数(H28:155、R3:160)を分母にして算出しています。



第3章 計画の基本的な方針

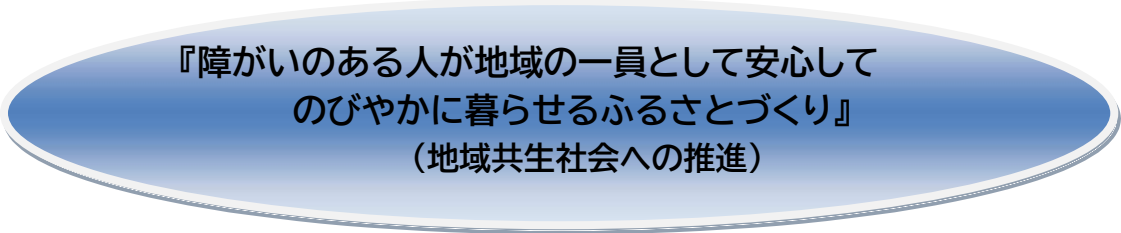
1. 計画の基本理念

「第3次臼杵市障害者計画(計画期間:平成29年～令和3年)」に掲げた計画の基本理念は「障がいのある人が地域の一員として安心してのびやかに暮らせるふるさとづくり」です。

これは第2次臼杵市総合計画(計画期間:平成27年度～令和6年度)の7つのまちづくりの目標に沿って、障がいの有無にかかわらず市民のだれもが、住み慣れた地域(まち)で自分らしくいつまでも暮らし続けることができるよう、障がい者の問題を市民一人ひとりが認識し、“リハビリテーション”と“ノーマライゼーション”の理念のもとに、障がいのある人が一人の市民として同等に、その能力や個性を活かしながらさまざまなことにチャレンジでき、安心して生活を楽しむことができるまちを目指すとしたものです。

令和元年度に見直された「第2次臼杵市総合計画」の後期5年間の基本計画における7つのまちづくりの目標や、障がい者施策の方向性は、第3次計画の理念と合致したものとなっており、今回の「第4次臼杵市障がい者計画」においても、第3次計画の基本理念を踏襲するものとします。更に、障がいの有無に関わらず、お互いを理解し、尊重し合う「思いやり」に満ちた共生社会の実現を目指します。あわせて、今年度策定される「臼杵市地域福祉計画」と連携したまちづくりを目指していくため、基本理念を以下のように定めます。

◆第4次臼杵市障がい者計画の基本理念◆



『障がいのある人が地域の一員として安心して
のびやかに暮らせるふるさとづくり』
(地域共生社会への推進)

2. 施策目標

基本理念同様、基本的にはこれまでの施策目標を踏襲しながら、計画の進捗状況やこれまでの社会情勢、障がい者福祉を取り巻く環境の変化、またアンケート結果等から読み取れる障がいのある人の意識等を勘案し、臼杵市におけるこれからの障がい者福祉施策の方向性を整理し、以下の5つの施策目標を定めます。

[1]相手の立場に立った相互理解の促進

障がいのある人が安心した地域生活を送る前提として、周囲(市民)の理解と協力が不可欠です。すべての人が社会の一員として互いに尊重されるよう「ノーマライゼーション」の理念の定着に向け、障がい及び障がい者についての正しい知識の普及をはじめ、障がいのある方とない方との交流の促進等により、お互いを理解し合い、支え助け合う地域共生社会を目指す取組を進めていきます。

※ノーマライゼーションとは

障がいのある方を特別視するのではなく、社会の中で普通に生活するための条件を整えるべきであり、支え合いながら、ともに生きる社会こそが自然であるという考え方。

[2]すべての子どもが共に学び育まれる環境づくり

障がいの有無にかかわらず、同世代の子どもが共に地域の中で学び、体験し、健やかに育まれるよう、乳幼児期から就学期を通じた一貫した保育、療育、教育の充実を図ります。

[3]就労、社会参加の促進

障がいのある人が自らの選択と決定により主体的に行動し、社会のあらゆる活動に参加しながら生きがいをもって生活できるよう、社会参加機会の提供を促進します。企業や事業所の理解と協力のもと就労の場の確保を進めるとともに、就労支援事業等のサービス提供や就職に関する相談や情報提供の充実を図ります。また、障がい者のスポーツ・文化活動等に対する支援や生涯学習機会の拡充を図っていきます。

[4]自立した地域生活を支える

障がいのある人が、地域で生活をしていくためには、家族や地域の支援をはじめ、さまざまな福祉サービスによる支援が必要となります。それぞれの障がいの内容や置かれた状況に応じて在宅生活の支援や保健・医療サービスなどの充実に努めるとともに、「暮らしの場」の確保を図っていきます。

また、障がいのある方やその保護者が抱える課題の解決に向けた相談支援体制の充実をはじめ、必要とする情報が的確に提供できる体制の整備を進めていきます。

[5]安心で快適に暮らせる環境づくり

障がいのある人が地域の中で安心して快適に暮らしていくためには、段差や設備などの物理的バリア、制度や情報のバリアなど、障がいのある人の地域生活を阻む様々なバリアの解消を図ります。また、住民が主体となって取り組む地域福祉活動を推進するとともに、災害等、緊急時の要援護者の支援体制の構築を進めていきます。

臼杵市障がい者計画 体系図

障がいのある人が地域の一員として
安心してのびやかに暮らせるふるさとづくり（地域共生社会への推進）

第1章 相手の立場に立った相互理解の促進

1. 市民などへの意識啓発

- (1) 障がい者理解のための啓発・広報活動の推進
- (2) 福祉教育の充実

第2章 すべての子どもが共に学び育まれる環境づくり

1. 障がいの早期発見と療養体制の充実

- (1) 障がいの早期発見と相談体制の充実
- (2) 一貫した療育・教育体制の確立
- (3) 発達障がいなどへの適切な支援

2. 個性と生きる力を伸ばす学校教育の充実

- (1) 障がいに配慮した教育機会の充実
- (2) 障がいのある子どもの放課後対策の充実
- (3) 医療的ケア児への支援体制の整備

第3章 就労、社会参加の促進

1. 就労支援の強化

- (1) 就労移行支援事業などの推進
- (2) 障がい者雇用機会の充実
- (3) 福祉的就労の充実
- (4) 就労相談体制の充実
- (5) 優先調達推進法の周知・促進

2. 生涯学習や日中活動の機会の充実

- (1) 障がいのある人の参加に配慮した生涯学習の推進
- (2) さまざまな交流の促進
- (3) 日中活動の場の充実

第4章 自立した地域生活を支える

1. 在宅支援サービスの充実

- (1) 日常生活支援サービスの提供
- (2) 外出支援の充実
- (3) 関係機関と連携した居住支援の充実

2. 相談支援体制の充実

- (1) 相談支援事業の推進
- (2) 相談窓口・体制の充実

3. 障がいをはじめ、あらゆる差別解消に向けた取り組み及び権利擁護の推進

- (1) 啓発活動の充実
- (2) 福祉教育の推進
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 経済的負担の軽減

4. 保健・医療サービスの充実

- (1) 保健事業の充実
- (2) 地域医療サービスの充実
- (3) 難病に関する施策の推進
- (4) 精神保健施策の推進

5. ボランティアやNPOなどの育成

- (1) ボランティア活動の育成
- (2) ボランティアセンター機能の充実

第5章 安心して快適に暮らせる環境づくり

1. 情報バリアフリーの推進

- (1) 情報バリアフリー化の推進
- (2) 障がい福祉サービスなどの情報提供
- (3) 手話通訳者・要約筆記者派遣

2. 障がいのある人にやさしい安全なまちづくりの推進

- (1) 施設などのバリアフリーの推進
- (2) 道路・交通環境のバリアフリー化の推進
- (3) 防災対策の充実（避難所の確保・充実）
- (4) 防犯対策の推進

各 論

臼杵市障がい者計画 【基本計画】

第4次

臼杵市障がい者計画

第1章 相手の立場に立った相互理解の促進

1. 市民などへの意識啓発

【基本課題】

障がいのある人が、地域のなかでいきいきと暮らしていくためには、周囲の人が「障がい」及び「障がい児者」を正しく理解し、障がいのある人の人権を尊重することが大切です。

とりわけ、依然として精神障がいや発達障がいなどに対する理解が十分浸透しているとはいえない状況があり、啓発や広報の充実を更に図っていくことが必要です。

また、啓発だけでなく、実際に障がいのある人と触れ合うことにより、相互に理解を深めていく取組が必要です。

【施策の方向】

(1)障がい者の理解のための啓発・広報活動の推進

- ① 関係団体などと連携し、市の広報やホームページ、SNSなどの多様な手段、また、講演会や各種イベントなどを活用し、市民に対する理解を深めていきます。
- ② 障がい者週間などを通じて、障がい者理解のための啓発・広報事業を推進します。
- ③ カラフルカフェの運営を事業所に委託し、後方支援を行いながら、相互交流・相互理解の場の確保や充実に努めます。
- ④ 「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる臼杵市づくり条例」の目的や趣旨について、市民や事業所に対して周知を図ります。

(2)福祉教育の充実

- ①障がいや、障がいのある人に対して正しい理解ができるよう、市民への幼少期からの福祉教育の充実を図ります。
- ②社会教育などの生涯学習の場を通じて、障がい者問題や人権問題に関する市民への意識啓発や学習機会を提供し、参加を促進します。

第2章 すべての子どもが共に学び育まれる環境づくり

1. 障がいの早期発見と療育体制の充実

【基本課題】

乳幼児期では、障がいや発達上の問題をできるだけ早期に把握し、専門的相談や必要な医療につなげていくことが、障がいの軽減やその後のすこやかな成長にとって不可欠といえます。

そのため、乳幼児期における健診の精度向上を図り、疾病の予防や障がいの早期発見に努める必要があります。

また、発達上の問題が発見された場合、それぞれの発達段階に応じて専門的相談や医療を受けることができるよう支援体制を充実していくとともに、その保護者に対して、障がいを受け止め、特性にあった子育てや教育が行えるよう情報提供や専門的な相談・指導などの支援を行う必要があります。

障がいのある子どもが、地域の中で、同世代の子どもたちと共に学び、共にさまざまな経験を積み、すこやかに育成されるよう、就学前教育や学校教育における一貫性ある支援が求められています。

また、令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立したことに伴い、その支援体制の整備が必要になります。

支援が必要な子どもは増加傾向にあり、サービス提供事業所が不足している状況も見られることから、福祉サービスの充実・強化に努めるとともに、児童通所支援サービス提供事業所の整備を図る必要があります。

【施策の方向】

(1)障がいの早期発見と相談支援体制の充実

- ① 乳幼児健診(4か月、10か月、1歳6か月、3歳6か月)及び、5歳児健診すこやか相談会等を実施する子ども・子育て総合支援センター「ちあぽーと」と引き続き連携を図り、支援を必要とする子どもの把握を行い、早期から適切な療育やサービスが受けられるように努めます。また、保育士や幼稚園教諭、看護師、保健師などの知識向上のための研修会や、臨床心理士による幼稚園・保育所等の巡回支援など相談支援体制を充実させ、できる限り早期に子どもの障がいを発見し、継続した支援が行えるよう引き続き取り組みます。
- ② 関係機関・団体と連携し、子育て家庭を対象に母子保健や子育て支援事業などを通じて、障がいの早期発見・治療に関する正しい知識の普及啓発と情報提供の充実を図ります。また、子育て家庭に限らず地域全体で障がいのある子どもへの理解が得られるよう、障がいについての正しい知識や情報の発信に努めます。

- ③ 民生委員・児童委員などの関係機関・団体と連携し、各種健診や医療・療育機関、児童相談事業などでは把握されにくい障がいのある子どもの把握に努めます。
- ④ 各相談支援事業所にコーディネーターを配置できるよう、県主催の「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」への参加を促進し、相談支援体制の充実を図るとともに、その心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関係機関と相互連携体制の整備を図ります

(2) 一貫した療育・教育体制の確立

- ① 市の各種相談窓口をはじめ、児童相談所や保健所、医療機関、関係施設などの連携を密にし、障がいの発見から就学前の保育、教育や就学、卒業に至るまでの成長段階に応じた一貫性のある切れ目のない支援が行えるよう、保健・医療・福祉・教育・療育の各分野において引き続き連携強化を図ります。
- ② 教育委員会による幼稚園・保育所等の巡回訪問を充実させ、就学前後における情報の共有に努め、必要な支援が行えるようにします。
- ③ 臼杵っこ支援ファイル(発達支援ファイル)の活用を推進するとともに、特別支援教育制度への保護者の理解が深められるよう努めます。

(3) 発達障がいなどへの適切な支援

- ① 限局性学習症、注意欠陥・多動症、自閉スペクトラム症などの発達障がいに関する情報提供の手段や周知の機会を充実し、広く市民の理解を深めていきます。
- ② 療育・教育機関などで発達障がいについて、適切な相談・支援が行えるよう相談員や教職員などの研修機会を充実します。

2. 個性と生きる力を伸ばす学校教育の充実

【基本課題】

障がいのある子どもに対する学校教育については、「特別支援教育」が導入され、一人ひとりのニーズに応じた教育への取組が進められています。

学校教育に対しては、教職員の加配や、学校での障がい者理解の向上、ノーマライゼーションの推進や、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の推進、一人ひとりのニーズに応じた教育などが望まれています。

しかし、保育園・幼稚園等から小学校、中学校、高校への成長の過程において、必要な支援が不足し、地域での通学が難しい状況も課題として指摘されています。

学校施設の整備なども含め、障がいのある子どもができる限り地域の学校に通学し、「合理的配慮」(※)を含む必要な支援を受けながら、障がいのない子どもとともに学べる環境づくりが求められています。

そのため、特別支援教育の中核となる特別支援学校や研修などを通じて教職員の特別支援教育に関する理解や指導力を高めることが必要となっています。

※合理的配慮とは…障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるもの(社会的障壁)を取り除く配慮をすること。

【施策の方向】

(1)障がいに配慮した教育機会の充実

- ① 発達障がいを含め、障がいのある子どもの希望に沿った教育機会を提供できるよう、研修機会を充実し、特別支援教育に取り組みます。
- ② 保育士や教職員に対する特別支援教育に関わる研修機会を充実し、資質の向上を図ります。
- ③ 学校の特別支援教育を中心的に推進する役割を担う「特別支援教育コーディネーター」への研修を実施し、障がいのある子どもへの指導や相談支援体制の充実を図ります。
- ④ 障がいのある子どもの就学支援のため、医療・福祉・心理・学校教育分野の専門委員の意見をもとに、保護者への就学指導などを行います。
- ⑤ 学校卒業後に社会で自立して生活ができるよう、進路指導や職業実習機会の充実を図ります。

(2)障がいのある子どもの放課後対策の充実

- ① 障がいのある子どもの放課後児童対策として、学校教育やその他関連事業との連携のもとに、放課後や夏休みなど長期休暇時の日中活動の確保を図ります。
- ② 放課後支援の場においても、特別支援教育に関わる研修会などを充実させ、支援者の資質の向上を図るとともに、放課後等デイサービスの充実や、放課後児童クラブにおける障がいのある子どもの受入れを促進します。
- ③ 障がい児通所支援を必要とする子どもが、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、サービス提供事業所の整備を図ります。
- ④ 特別支援学校や各中学校において、障がいのある生徒がクラブ活動や部活動等を通じてスポーツに親しめる環境づくりの推進について、関係機関へ働きかけます。

(3)医療的ケア児への支援体制の整備

医療的ケア児が身近な地域において教育の機会が与えられ、個人に必要な「合理的配慮」が提供されるよう、関係機関へ体制整備について働きかけます。

第3章 就労、社会参加の促進

1. 就労支援の強化

【基本課題】

障がいのある人の就労を促進することは、自立した生活を確保するうえで、必要不可欠であり、障害者総合支援法では、障がいのある人の一般就労を支援するための「就労移行支援事業」や「就労継続支援事業」、「就労定着支援事業」などの取組みを進めています。

しかし、働く意欲を持ちながらも障がいのある人の一般就労の問題はなかなか改善されていない状況です。

この背景には、経済情勢などさまざまな要因が考えられますが、その一つに、雇用する側の企業・事業所の障がいのある人に対する理解や雇用管理のノウハウ不足も挙げられます。

このため、産業団体や公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携し、広く障がい者雇用の働きかけを行い、障がいのある人の雇用の安定と促進に取り組むことが重要です。

一方、働く意欲がありながらも、一般就労がなかなか困難な障がいのある人に対し、福祉的就労の場を確保していく必要があります。

また、障害者優先調達推進法に基づき、庁内における物品等の購入について、障がい者就労施設等から優先して調達していくことが必要です。

【施策の方向】

(1)就労移行支援事業などの推進

就労移行支援事業など、一般就労移行のためのサービス提供基盤の整備を促進します。

(2)障がい者雇用機会の充実

- ① 関係機関との連携のもと、企業などに対する広報や研修などを充実し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」や各種助成金、ジョブコーチなどの制度活用についての周知に努め、利用促進を図ります。
- ② 企業等に対して、障がいについての理解促進を図り、障害者の雇用拡大を求めています。
- ③ ハローワーク等の関係機関と連携し、雇用受入や職場体験など受入企業の開拓等を支援します。
- ④ 市など公共機関における就労促進や委託業務の拡大の検討などを進めます。

(3)福祉的就労の充実

障がいのある人の社会的雇用の場の充実を図るため、就労継続支援事業などのサービス提供事業所の整備を図るとともに、就労に必要な知識や能力の向上を図り、製品の販路拡大など安定運営のための支援に努めます。

(4)就労相談体制の充実

関係機関との連携を強化し、障がいのある人の就労に関する相談体制の充実に努めるとともに、就労に関する情報提供を行います。

(5)優先調達推進法の周知、促進

市における障がい者就労施設等への受注の機会を増やすことにより、施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者の自立を促進します。また、毎年度、障がい者就労施設等優先調達方針を作成・公表し、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達を推進します。

2. 生涯学習や日中活動の機会の充実

【基本課題】

障がいのある人が社会参加し、生活の質を高めるためには、生涯学習推進の観点から、さまざまな学習の機会やスポーツ・レクリエーションの機会を提供し、積極的な社会参加を促し、地域の人との交流を深める機会の充実を図ることが必要です。

そのため、積極的に文化・芸術活動、スポーツ活動に参加し、楽しく充実した生活を送ることができ、その生活を豊かなものにしていけるよう、参加機会の充実や障がいのある人の利用に配慮した施設・環境づくりを進めることが大切です。

自分にあった日中活動を主体的に選んで利用できるよう、障害者総合支援法の日中活動系サービスや地域活動支援センターなどのさまざまな日中活動の場を、質・量ともに十分に提供できる環境づくりが求められています。

【施策の方向】

(1)障がいのある人の参加に配慮した生涯学習の推進

- ①生涯学習やサークル活動を支援するため、学習活動の場・情報提供の充実に努めます。
- ②各種の学習活動や講演会などの実施に際して、手話通訳者等の配置など情報のバリアフリー化を図り、参加しやすい環境づくりに努めます。
- ③文化・芸術、スポーツ関連施設やコミュニティ施設について、利用しやすいよう合理的配慮を行い、必要な施設改善や図書の実充に取組むとともに、参加支援のために市民への理解と協力を求めています。
- ④県主催の「ときめき作品展」などへの作品募集を行い、発表の場等を支援します。

(2)さまざまな交流の促進

障がいのある人が、市や地域の行事に参画し、広く市民と交流できるよう、関連事業との連携を図り、多様な交流機会づくりに努めるとともに、障がい者団体などによる自主的な交流事業を支援します。

(3)日中活動の場の充実

- ① 障がいのある人が希望に応じて日中活動の機会を得られるよう、障害者総合支援法に基づく日中活動系サービスの確保に努めます。
- ② 施設に入所している人が、地域生活へ移行するために必要な訓練を受けることができるよう、機能訓練や生活訓練のためのサービスの確保に努めます。
- ③ 障がい支援区分の認定を受けていない障がいのある人も含め、日中活動の場が確保できるよう、地域活動支援センター事業の推進に努めます。

第4章 自立した地域生活を支える

1. 在宅支援サービスの充実

【基本課題】

障がいのある人が地域のなかで安心して自立した生活を実現していくためには、さまざまな在宅支援サービスを充実していく必要があります。

この支援サービスは、障害者総合支援法によって訪問系サービスと日中活動系サービスなど、機能によって従来のホームヘルプやガイドヘルプサービスをはじめとするサービスが大きく再編成されています。

このため、制度の一層の周知を図り、必要なサービスが適切に利用できるように取り組んでいく必要があります。

【施策の方向】

(1)日常生活支援サービスの提供

- ① 地域での在宅生活を支える訪問系サービスについて、量的確保とともに、質的向上を図ります。
- ② 日中一時支援事業、訪問入浴サービスなどにより、障がいのある人を介護・介助する家族の負担軽減を図るサービスの充実を図ります。
- ③ 障がいのある人が地域で安心して在宅生活ができるよう、障がいのある人の見守りや緊急時対応などの支援体制を充実します。

(2)外出支援の充実

- ① 移動支援事業などの外出支援サービスの充実を図ります。
- ② 社会参加を促進するため、身体障がい者自動車改造助成事業などを推進します。
- ③ ボランティアを養成し、外出を支援します。

(3)関係機関と連携した居住支援の充実

- ① 住み慣れた自宅や地域で安心して生活できるよう、障がいのある人の生活に配慮した、住宅や共同生活の場などの確保に努めるとともに、地域生活への移行を推進します。
- ② グループホームの整備を促進します。
- ③ 県が中心となって整備を進めている住宅確保要配慮者の居住支援ネットワークを活用し、居住支援に関する相談体制を充実します。

2. 相談支援体制の充実

【基本課題】

障がいのある人が地域で自立して生活し続けるためには、生活全般に関わる多様な相談に対応し、必要なサービスや支援につないでいくことが必要です。障がい者数の増加、障がいの重度・重複化、高齢化が進み、利用者ニーズの多様化、特に親亡き後の対応が重要となってきます。

今後は、障害者総合支援法の「相談支援事業」を中心に、さまざまな相談機関・窓口などが連携しながら、緊急時にも対応できる支援体制整備の推進が必要になります。

【施策の方向】

(1)相談支援事業の推進

- ① 「障害者相談支援事業」を通して、障がいのある人が利用しやすいよう考慮しながら、相談支援体制を充実します。
- ② 「臼杵市地域自立支援協議会」と連携し、相談支援事業をはじめ、障がいのある人一人ひとりの必要に応じたサービスの調整や施策・事業の調整を行うなどの機能充実に取り組みます。

(2)相談窓口・体制の充実

- ① 相談支援事業所をはじめ、庁内の関係部署や臼杵市子ども・子育て総合支援センター「ちあぼーと」、地域包括支援センターなど関係機関の相談窓口の充実を図るとともに、これらの連携を密にし、さまざまな相談内容に適切に応じられるよう、社会福祉協議会の総合窓口の機能を活用し、ネットワークの強化に取り組みます。
- ② 地域において、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人へのアウトリーチを民生委員・児童委員や区長等と連携し、推進していきます。

3. 障がいをはじめ、あらゆる差別解消に向けた取組及び権利擁護の推進

【基本課題】

障がいの有無に関わらず共に生きる社会を実現させるためには、社会を構成するすべての人々が、障がいのある人に対する理解を深め、「ノーマライゼーション」の理念を社会全体に浸透させることが重要です。

平成24年10月からの障害者虐待防止法の施行や平成28年4月の障害者差別解消法の施行を受け、障がいのある人の尊厳や自立、社会参加を尊重するとともに、障がいのある人への虐待の禁止や直接差別の禁止、合理的配慮(※)の不提供の禁止等が法定化されました。更に、令和3年5月の改正障害者差別解消法の成立により、これまでは努力義務に留まっていた民間事業者による「合理的配慮」の提供が法的義務へと改められることになりました。しかし、依然として障がいのある人や障がいの特性について、市民の理解が十分とは言えない状況があります。今後は、あらゆる機会をとらえ、市民ぐるみで啓発活動に努め、障がいのある人への理解を深めていくとともに、障がいのある人もない人も互いに尊重し支え合う共生社会の実現に向けて、あらゆる差別解消に取り組んでいくことがより一層求められます。

また、知的障がい者や精神障がい者など判断が困難な人が財産管理や生活上のさまざまな権利侵害を受けることがないように、障がいのある人の権利擁護のための取組が必要です。

そのため、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」について周知を図るとともに、利用しやすさに配慮した仕組みづくりが求められます。

【施策の方向】

(1) 啓発活動の充実

- ① 「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる臼杵市づくり条例」の市民への周知を図り、地域住民が障がいについての理解を深め、地域で障がいのある人を支えることができるよう、意識啓発を推進します。
- ② 「臼杵市地域自立支援協議会」や、相談窓口、障がい者団体との意見交換などを通じて、障がいのある人を含む多くの市民の意向の把握に努め、障害者福祉施策への反映を図ります。
- ③ 民間事業者に対して、改正障害者差別解消法の理念に基づく「合理的配慮」提供義務についての周知に努めます。

(2) 福祉教育の推進

すべての人が、障がいのある人に対する正しい認識が持てるよう、家庭、学校、職場、地域社会などにおいて福祉教育を推進するため、保健・医療・福祉・教育などの行政機関や社会福祉協議会との情報交換を密にし、連携を強化します。

(3)権利擁護の推進

- ① 成年後見制度や日常生活自立支援事業などの制度周知を図り、利用を促進します。
- ② 障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律に基づき、消費者被害に対する情報提供や相談支援に努めます。

(4)経済的負担の軽減

- ① 諸手当や生活福祉資金の貸付などの制度周知に努めます。
- ② 障がいのある人の経済的負担の軽減のため、税の減免・控除や、各種運賃・料金の割引制度等について周知に努めます。
- ③ 障がいのある人の生活安定を図るため、各種制度の充実を国に働きかけていきます。

4. 保健・医療サービスの充実

【基本課題】

障がいの発生の原因はさまざまであり、生涯の各時期にわたりますが、その発生予防や早期発見、早期対応(支援)が重要です。

特に、生活習慣病に起因する障がいの発生が多くを占める状況を考えたとき、生涯を通じた健康づくりが必要です。また、心の病は、家庭や仕事などさまざまな要因があり、心の健康づくりにも取り組む必要があります。

また、障がいのある人の健康づくりにとって、障がいのある人の利用に配慮した保健サービスを充実するとともに、適切な医療サービスを受けることができるよう、地域の医療機関との連携により体制の充実が求められます。

【施策の方向】

(1)保健事業の充実

- ① 生活習慣病対策を中心に、障がいの原因となる疾病などの予防に関する知識の普及啓発を図るとともに、基本健康診査や健康教育・健康相談などの各種保健事業を充実します。
- ② 障がいのある人の健康づくりを支援するため、利用しやすさに配慮しながら、保健事業の充実を図ります。

(2)地域医療サービスの充実

- ① 障がいのある人が受診しやすい医療サービスの充実について、医療機関への理解と協力を求めています。
- ② 障がいのある人に対するリハビリテーション医療や歯科診療など、年齢や障がいの状況に応じた医療サービスの提供を働きかけていきます。

(3)難病に関する施策の推進

- ① 県や関係機関等との連携のもと、療養生活をはじめとした、さまざまな生活上の相談に応じるとともに、障害福祉サービス等の提供や難病患者への情報発信など支援体制の充実を図ります。
- ② 難病患者、小児慢性特定疾患児とその家族が、安心して生活できるよう難病患者等日常生活用具給付、難病患者等居宅生活支援、及び小児慢性特定疾患児日常生活用具給付などを実施し、在宅支援体制の整備を促進します。
- ③ 在宅療養上の適切な支援を行い、安定した療養生活の確保とその家族も含めた支援を行います。

(4)精神保健施策の推進

精神障がいのある人への病院から地域生活へ移行するための相談や準備支援を行います。また、病院から退院した後も地域で安心して生活が続けられるよう地域定着支援を行います。

5. ボランティアやNPOなどの育成

【基本課題】

障がいのある人のニーズが多様化する中で、公的なサービスだけでは十分な対応ができず、障がいの特性や家庭環境などに応じたきめ細やかな支援が必要です。

そのためには、ボランティアなどによる日常的な支援が大変重要な役割を担っています。

既存のボランティア活動の育成に努めるとともに、新たなボランティア活動やNPO活動などの育成を図り、市と市民活動とが協働し、障がいのある人の地域での自立生活を支援していく取組が求められます。

【施策の方向】

(1)ボランティア活動の育成

- ① 社会福祉協議会などと連携し、障がいのある人の生活支援のためのボランティア活動の育成に努めます
- ② 既存のボランティア活動の育成だけでなく、地域単位でのきめ細かな活動を含め、新たな領域での多様なボランティア活動やNPO活動の育成を図ります。
また、障がいのある人が同じ立場から支援するピア・カウンセリングやピア・サポートの活動を育成・支援します。

(2)ボランティアセンター機能の充実

多様な分野・領域での市民の主体的な活動を支援するため、社会福祉協議会のボランティアセンター機能の充実やボランティア・NPOの立ち上げなどに必要な情報提供を充実します。

第5章 安心で快適に暮らせる環境づくり

1. 情報バリアフリー化の推進

【基本課題】

障がいのある人が地域で生活するには、日常生活に関わるさまざまな情報を入手することが必要です。必要な時に必要な情報を得ることができるように、情報提供の方法を工夫するなどの配慮が必要であり、情報伝達手段の確保を進めていくことが課題となっています。

また、障がいのある人が地域で生活するうえでは、障がいのある人自身が情報を発信したり、さまざまな人とのコミュニケーションを図る場面が増えることから、情報発信やコミュニケーションの支援を行うことも必要です。

【施策の方向】

(1) 情報バリアフリー化の推進

- ① 広報などでの点訳・音訳による情報提供やインターネットによる情報提供において、障がいのある人が利用しやすいよう提供方法の充実を図り、情報アクセシビリティの向上を推進します。
- ② 意思疎通支援事業を通じて、手話通訳者を窓口に配置していますが、要約筆記者、点訳の奉仕員についても養成や技術者の窓口での配置を検討します。
- ③ 手話奉仕員養成研修事業を実施し、意思疎通支援を担う人材の育成・確保に努めます。
- ④ 市報や市のホームページをはじめ、ケーブルテレビ、SNSの活用など、多様な方法・媒体を通じ、災害情報も含めて必要且つ最新の情報提供の充実に努めます。
- ⑤ 上肢に重度の障がいのある人や、視覚障害のある人に対して、障がい者用のパソコン周辺機器などの日常生活用具の給付を行い、情報発信のための各種情報機器の利用を促進します。

(2) 障がい福祉サービスなどの情報提供

広報や障がい福祉サービスについての情報誌「あなたに まっちゃん・ぐ〜」などの多様な媒体を活用して、障がい福祉サービスなどに関する情報提供を行います。

(3) 手話通訳者・要約筆記者派遣

聴覚障がい者の参加に配慮し、市が実施する事業への手話通訳者や要約筆記者の配置に努めます。

2. 障がいのある人にやさしい安全なまちづくりの推進

【基本課題】

障がいのある人もない人も、市民のすべてが、安心して外出できるよう、道路の段差問題の解消や安全な道路環境づくりのほか、「バリアフリー新法(高齢者、障がい者等の移動等円滑化の促進に関する法律)」などを踏まえて、公共施設、公園など生活環境全般にわたって、バリアフリー化に取り組んでいく必要があります。

また、多くの市民が利用する駅舎や商業施設、医療機関などの民間施設においても、バリアフリー化への取組を働きかけていく必要があります。

障がいのある人にとっては、災害時にすぐに避難できないことや、避難所での対応問題、災害発生時の情報入手などの問題を指摘されるところです。

このため、災害発生時の迅速な情報伝達や適切な避難誘導體制などの充実が求められています。

さらに、障がいのある人が被害者となる犯罪も増えてきており、防犯知識の周知徹底、被害防止に向けた情報提供、地域における防犯体制づくりが必要です。

【施策の方向】

(1)施設などのバリアフリーの推進

- ① 「バリアフリー新法」などの関連する法律・制度を踏まえ、公的施設や民間の公共的建築などの必要なバリアフリー化を進めます。また、市が管理する公園の整備については、障がいのある子どもと障がいのない子どもが一緒に交流し、遊ぶことができるよう、「インクルーシブ」の理念を視野に入れて検討します。
- ② 生活に密着した商業施設や金融機関などの民間施設などに対して、早期のバリアフリー化に努めます。
- ③ 選挙の投票所など、特に多くの利用者が見込まれる施設については、早期のバリアフリー化に努めます。

(2)道路・交通環境のバリアフリー化の推進

- ① 国・県その他の関係機関などと連携して、道路の段差解消や、幅の広い歩道の整備等、歩行空間の確保に努めます。
- ② JRやバスなどの公共交通機関について、駅舎やバス停、車両などのバリアフリー化を要請していきます。

(3)防災対策の充実(避難所の確保・充実)

- ① 障がいのある人やその家族などに対して、災害時の避難場所などの防災に関する情報提供を行い、一層の周知を図ります。
- ② 「臼杵市地域防災計画」などの関連計画に基づき、障がいのある人や一人暮らし高齢

者など要支援者の把握に努め、災害時要援護者台帳を作成し、地域組織・ボランティアや保健・福祉・医療関係機関などと連携した、支援体制の確保に取り組みます。

- ③ 福祉施設などと連携し、災害時でも安定した支援が受けられる福祉避難場所の確保に努めるとともに、要支援者に対する避難の在り方を検討し、安心して避難できるよう避難所の環境整備を図ります。

(4)防犯対策の推進

- ① 障がいのある人やその家族に対して、犯罪や交通事故防止などに関する情報提供を行うとともに、相談窓口の周知を図ります。
- ② 警察などと連携し、地域の防犯体制の充実を図ります。

○白杵市障害者基本計画等策定委員会設置要綱

平成19年1月15日
白杵市告示第 6 号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づく障害者基本計画(以下「基本計画」という。)及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく白杵市障害福祉計画(以下「福祉計画」という。)の策定を行うため、白杵市障害者基本計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 福祉計画の策定に関すること。
- (3) その他計画策定に係わる必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 医療、福祉及び保健関係者
- (3) 障がい者等の代表
- (4) 障がい者福祉に関する事業に従事する者
- (5) 教育、就労及び地域生活等で障がい者を支援する者
- (6) 市議会議員
- (7) 市職員
- (8) その他市長が認める者

2 委員の任期は、第2条に掲げる所掌事務が終了するときまでとする。ただし、前項第2号から第7号までの職にある者がその職を離れたときは、同時に委員の職を失うものとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、それぞれ委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、福祉事務所福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成19年1月15日から施行する。

臼杵市障がい者計画策定委員会 委員名簿(令和3年度)

(敬称略)

区分	氏 名	所 属	職 名	備 考
市議会	久 藤 朝 則	臼杵市議会	教 育 民 生 委 員 長	委員長
識者	齋 藤 勝 美	臼杵市自治会連合会	会 長	副委員長
医療 福祉 保健	東 保 裕 の 介	一般社団法人 臼杵市医師会	監 事	
	垂 井 美 千 代	社会福祉法人 臼杵市社会福祉協議会	会 長	
	柴 田 久 美 子	臼杵市民生委員児童委員協議会	主 任 児 童 委 員	
	高 橋 智 秀	公益社団法人 大分県社会福祉士会	監 事	
	若 林 啓 子	臼杵市福祉保健部門 臼杵市子ども子育て課	家 庭 児 童 相 談 員	
障がい者 代表	廣 瀬 好 夫	臼杵市身体障害者福祉会	会 長	
	河 野 憲 意	臼杵市知的障害者保護者会	事 務 局 長	
	神 田 弘 法	臼津あけぼの会	会 長	
障がい者 福祉事業 所	大 塚 恭 弘	社会福祉法人 みずほ厚生センター	理 事 長	
	前 田 恵 子	社会福祉法人 聖母の騎士会 潔き聖母の家	支 援 部 長	
	神 田 恭 子	特定非営利活動法人 ちちんぷいぷいあけぼの	理 事 長	
教育	佐 藤 茂	大分県立臼杵支援学校	校 長	
市職員	杉 野 等	臼杵市福祉保健部門	政 策 監	

○白杵市地域自立支援協議会設置要綱

平成23年4月1日

告示第42号

(設置)

第1条 地域の関係機関と連携を図り、障害者を支える相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりについて協議及び検討を行うため、白杵市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる団体の代表者等のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・福祉関係者
- (4) 教育機関
- (5) 雇用関係機関
- (6) 各種団体

(任期)

第3条 委員の任期は2年間とする。ただし、初回の任期は、平成21年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し協議会の代表となり、大分県自立支援協議会の委員となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(協議事項)

第6条 協議会は、次に掲げる事項を協議及び検討する。

- (1) 相談支援事業の運営に関する事項
- (2) 困難事例の対応のあり方に関する事項
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関する事項
- (4) 障がい福祉計画等の作成に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(専門部会)

第7条 協議会が調査及び研究を行うにあたり、必要な実務作業及び指示事項を処理するため、協議会の下に委員を長とする専門部会を設置する。

2 専門部会の構成員は当該委員が別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、臼杵市福祉事務所において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

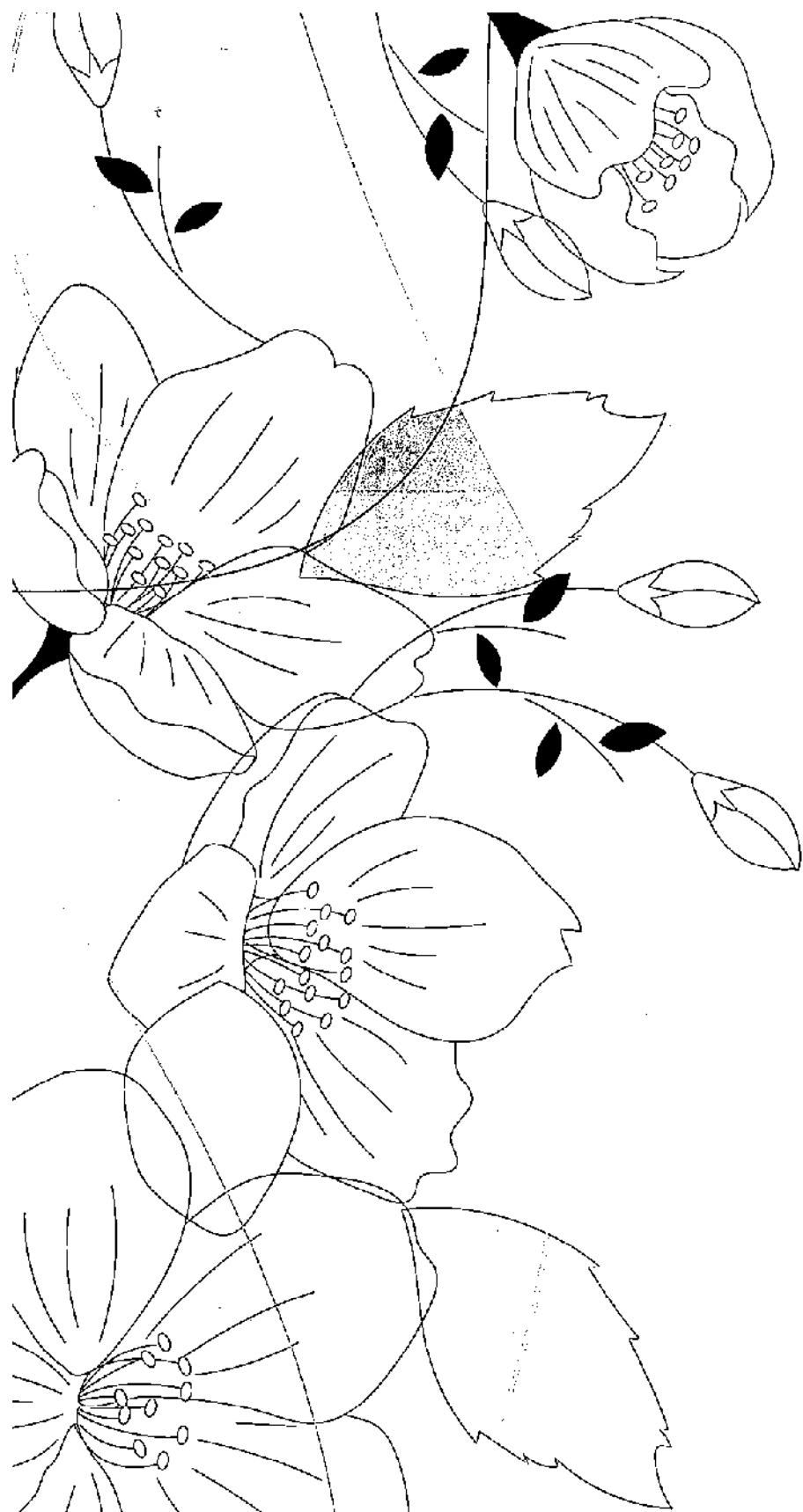
附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

臼杵市地域自立支援協議会委員名簿(令和3年度)

(敬称略)

氏 名	所 属	職 名	備 考
高 橋 智 秀	社会福祉法人みずほ厚生センター	法人本部事務局長	会 長
神 田 弘 法	社会福祉法人豊海会 地域生活支援センターとよみ園	所 長	副会長
井 上 勝 己	社会福祉法人聖母の騎士会 恵の聖母の家	相 談 支 援 専 門 員	
藤 原 清 美	大分県中部保健所	参 事 兼 地 域 保 健 課 長	
後 藤 徳 一	臼杵市教育委員会	学 校 教 育 課 長	
杉 山 和 樹	臼杵商工会議所	事 務 局 長	
廣 瀬 好 夫	臼杵市身体障害者福祉会	会 長	
益 田 友 子	社会福祉法人臼杵市社会福祉協議会	臼杵市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所 長	
吉 田 里 織	こどもデイサービスぽっぽ	児童発達支援管理責任者	
成 松 浩 平	社会福祉法人みずほ厚生センター 相談支援事業所さぼーとセンター風車	相 談 支 援 専 門 員	
後 藤 智 昭	ジョブサポートあらかし商会	支 援 員	
加 藤 紀 元	(有)ぶんごケアマネジメント 支援センター くれよん	相 談 支 援 専 門 員	



第4次白杵市障がい者計画

発行日 令和4年3月

発行 白杵市福祉課

〒876-8501

大分県白杵市大字白杵72-1

TEL 0972-63-1111